

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の規模の要件の特例の対象となるものとして、宿泊施設その他の都市の来訪者又は滞在者を増加させるため必要な施設を有する建築物の整備に関する民間都市開発事業を追加するものとする事。 (附則第一条の三関係)

第二 民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の地域の要件の特例の対象となるものとして、宿泊施設その他の都市の来訪者又は滞在者を増加させるため必要な施設を有する建築物の整備に関する民間都市開発事業を追加するものとする事。 (附則第一条の四関係)

第三 この政令は、平成二十九年四月一日から施行するものとする事。